

# 福井大学自然災害被災学生への修学支援金

## 募集要項

この支援金は、福井大学に在学する学部生及び大学院生（非正規学生を除く。）で、自然災害により学生生活の継続に支障をきたした学生が、早期に通常の学生生活に復帰し、学業を継続できることを目的としています。また、この支援金の財源は福井大学基金を活用した学生修学支援事業によるものです。

本人の申請に基づき、審査の上、学生に支援金を給付します。

### 1. 申請資格

本学に在学する学部生及び大学院生（非正規学生を除く。）で、在学中に発生した自然災害により被害を受け、以下の（１）～（３）のいずれかに該当する理由により、修学の継続が困難となった者を対象とします。

また、すでに他団体等の経済的支援を受けている者も対象とします。

- （１） 学生本人又はその学資負担者が居住する日本国内の住宅が全壊、半壊、流出、床上浸水、床下浸水（ただし、住宅の修繕費が 50 万円を超える場合に限る。）又はこれに準ずる被害を受けた場合
- （２） 学資負担者が、災害により死亡または行方不明となった場合
- （３） （１）又は（２）に準ずる場合であって、相当と認められる理由がある場合

※入学前・休学中に発生した災害は対象外とする。

※成績不振等により授業に出席していない者は、対象外とする。

2. 給付額 10万円（返還不要） 支援回数は同一の災害につき1回とします。

### 3. 申請方法

#### （１） 申請方法

自然災害による申請事由の発生月の翌月から起算して6か月の期間内かつ本学在学中に、申請書と必要書類を各所属キャンパスの窓口を持参するか、簡易書留等記録が残る方法により提出先へ郵送してください。

#### （２） 提出書類

- ・自然災害被災学生への修学支援金申請書（別紙）
- ・罹災証明書.....申請資格（１）に該当する場合
- ・学資負担者が死亡又は行方不明を証明する書類.....申請資格（２）に該当する場合
- ・振込みを希望する口座の通帳等のコピー

※罹災証明書の発行に時間がかかる場合は、市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類（コピー）でも可能とします。

※床下浸水による申請は、罹災により自宅の修繕費が50万円を超えることが確認できる書類（コピー）も添付してください。

※提出書類により、支援の可否が判断できない場合には、個々の具体的事例により必要と認める証明書類の提出を求めることがあります。

### (3) 提出先・問合せ先

(文京・敦賀キャンパス)

〒910-8507 福井市文京3丁目9-1

福井大学 学務部学生サービス課

電話：0776-27-8403/8716 メール：ggakusei@ml.u-fukui.ac.jp

(松岡キャンパス)

〒910-1193 吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地

福井大学 松岡キャンパス学務課

電話：0776-61-8266/8265 メール：m-gakusei@ml.u-fukui.ac.jp

## 4. 結果通知

支援の可否は文京・敦賀キャンパスの学生には学生ポータルにて、松岡キャンパスの学生にはメールにて結果を通知します。

## 5. 支援受給者の責務

- (1) 福井大学基金への寄附者への感謝の意を表すため、感謝のコメントを本学在学中に1回以上提出するものとします。
- (2) 本学を卒業・修了後も、福井大学基金の趣旨を理解するとともに、学生の修学支援等に貢献することとします。

## 6. その他

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為が判明したときや、支援対象者として適切でないと判断される事実があったときは、支援金の決定を取り消し、支援金を返還していただく場合があります。
- (2) 提出された申請書類等は、一切返却いたしません。
- (3) 申請書類に記載されている個人情報、本支援金業務に限定し利用するものであり、その他の目的に使用することは一切ありません。